

【お知らせ】
「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

町では、今年度も保護司及び更生保護女性会の皆さんによる街頭キャンペーンを7月に実施します。

【お知らせ】
「男女共同参画週間」

毎年6月23日から29日までは「男女共同参画週間」です。

内閣府の今年度キャッチフレーズは「男女共同参画『学』」「知る 学ぶ 考える 私の人生 私がつくる」です。

職場や家庭内など身近に性別による役割分担がありませんか。当たり前だと思いついて見直し、性別によって能力や役割を決め付けず、みんなが個性と能力を發揮できる社会を実現しましょう。

【お知らせ】
「パネル展を開催します」
内容 「喜美子さんの家計簿」
「家計簿からみる女性の生活史」
日時 6月24日(月)～25日(火)
9時～16時
場所 役場町民ホール

【お知らせ】
ラグビーワールドカップ2019
関連イベント in 嵐山町
▼問合せ 地域支援課
☎ 62-2152

9月からラグビーワールドカップ2019日本大会が開催されます。熊谷市も開催地となり、3試合が開催されます。現在、大会の概要や熊谷ラグビー場などを紹介する「ポップアップミュージアム in 埼玉」が県内各市町村を巡回しています。嵐山町でも2日間にわたり開催されますので、ぜひご来場ください。入場は無料です。
日時 6月24日(月)～25日(火)
9時～16時
場所 役場町民ホール
※男女共同参画パネル展も同時開催

【お知らせ】
「児童に係る福祉手当等」
▼問合せ 子育て支援課
☎ 62-0825

【児童手当】
家庭等における生活の安定と、次代

・児童が障害による公的年金を受けることができるとき。

【税金】
納税は期限内に
▼問合せ 税務課
☎ 62-2153

町県民税納税通知書を発送します。第1期の納期限は7月1日(月)です。納期限内の納付をお願いします。

町県民税(住民税)とは埼玉県に納めていただく県民税と、嵐山町に納めていただく町民税を含む名称で「住民税」とも言います。

その年の1月1日現在に居住していた市町村において、前年中の所得金額に応じて課税される税金です。1年分を、年4回で納めていただくものです(特別徴収を除く)。

【税金】
納税は便利な口座振替を利用ください
▼問合せ 税務課
☎ 62-2153

町税等の納付は口座振替をおすすめします

口座振替による納税は、指定された口座から納期ごとに、自動的に引き落とされる納税方法です。納め忘れることがない、納付をしに出かける必要も

の社会を担う児童の健全な成長に資するため、中学校修了前までの子どもを養育している方に支給されます。
◆次の場合でも手当を受けることができます。
・離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給されます。
・父母が海外に住んでいる場合は、その父母が町内で児童を養育している方を指定すればその方(父母指定者)に支給されます。
・児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給されます。
・児童が施設入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則その施設の設置者や里親などに支給されます。

【今月は現況届提出月です】

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、児童手当の要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出がない場合には、6月分以降の児童手当が受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

現在手当を受けている方には、現況届を郵送します。お手元に届きましたら、子育て支援課まで提出してください。なお、公務員の方は、職場での手続きになります。
【児童扶養手当】

虫の発生場所となる。
・雑草の花粉等によるアレルギーの原因となる。
・ごみを不法投棄してしまう恐れがある(悪臭等の原因)。
・交差点などの角地では、草丈が伸びて見通しが悪くなり、交通事故につながる恐れがある。

・タバコの投げ捨てや放火による枯れ草火災の原因となる恐れがある(冬季は乾燥するため特に危険)。

【お知らせ】
道路に隣接する所有地の樹木・生垣の適正管理にご協力ください
▼問合せ まちづくり整備課
☎ 62-0721

民地の樹木が倒れると、道路が通行止めになるなどの交通障害が発生し、危険な状態になります。
枯れ木はもちろん、一見丈夫そうな樹木でも生茂った枝葉の重さで風雨に耐えられず、突如、根元から倒れてしまうケースもあります。



離婚、死別、遺棄などの理由で父母と生計を同じくしていないか、父母が一定の障害の状態にある児童(18歳になった年の年度末まで。ただし、一定の障害のある場合は20歳未満)の父または母または主に生計を維持している養育者に支給されます。
◆次のような場合は手当を受けることはできません。
・申請する方や児童が日本国内に住所がないとき。
・児童が児童福祉施設などに入所しているとき。

・児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者を含む)に養育されている、もしくは生計を同じくしているとき。
※平成10年3月31日以前に手当の支給要件に該当したものの、手当の申請をしていなかった場合は、原則として申請をすることができません。ご注意ください。

【特別児童扶養手当】

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の児童を育てている保護者のうち、主に生計を維持している方に支給されます。
◆次のような場合には手当を受けることはできません。
・申請する方や児童が日本国内に住所がないとき。

・児童が児童福祉施設などに入所しているとき。

宅地の生垣なども道路に伸びていると通行の妨げになり、特に通学路などの場合は危険です。道路に隣接する所有地に、樹木や生垣をお持ちの方は、適切な維持管理をしようをお願いします。

【お知らせ】
「自宅のブロック塀等の安全を確保しましょう」
▼問合せ まちづくり整備課
☎ 62-0721

昨年6月に発生した大阪府北部地震により、ブロック塀の多くが傾きました。災害はいつ起こるか分かりませんが、皆さんの管理しているブロック塀等に亀裂や破損・傾きがないか、今一度確認をしてください。

【お知らせ】
「離職中の看護職の方は、届け出をしてください」
▼問合せ 県ナースセンター
☎ 048-620-7339

看護職の資格をお持ちで就業していない方は、県ナースセンターへの届け出が努力義務になっています。転居や出産育児等で離職した方は、届け出をしてください。
届出方法 県看護協会ホームページ「とどけるん」のページに必要事項を入力または電話してください。